

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書の提出について

毎年、1月1日を基準日として、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を提出していただき、選挙人名簿を調製しています。

「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」は、昨年、名簿登載された方などを対象に自治会長および農業推進委員に配布・回収をお願いしています。

耕作の業務を営んでいても、選挙人名簿に登載されていなければ投票することができませんので、申請忘れのないようにお願いします。

また、申請書が届かない方は、選挙管理委員会事務局または農業委員会事務局までご連絡ください。

選挙人名簿登録資格要件

平成19年1月1日に三豊市内に住所を有し、平成19年3月31日現在で年齢が満20歳以上の方次のいずれかに該当する方

10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方
の方の同居の親族またはその配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する方

提出期限 平成19年1月10日(水)

提出先 農業委員会事務局または各支所事業課

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 62・1111
農業委員会事務局 62・1137

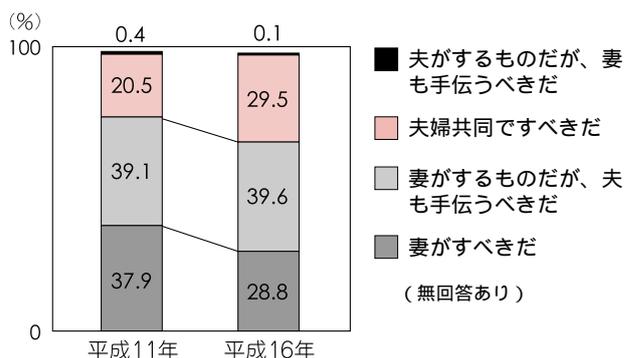
男女共同参画

寿命が延び、退職後を夫婦で過ごす時間が長くなっています。定年後をより良いものとするために、夫も家事に参加し、夫婦円満に過ごすことが重要です。男女共同参画は、男性が仕事ばかりでなく家庭での活動に積極的に参加することにより、家庭の充実・活性化を進めようとしています。

現役時代から家事に取り組み、退職後の家事の分担や対等な夫婦のコミュニケーションになじむことが容易になります。

男女共同参画は、家庭での「男性の居場所づくり」を進めることにもつながりそうです。

家事は「夫婦共同すべき」という意識は増加傾向



内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(平成16年度)より作成

12月4日～10日は 第58回 人権週間です

育てよう 一人ひとりの 人権意識

～思いやりの心・かけがえのない命を大切に～

人権週間は昭和23年12月10日、国連総会において、世界人権宣言が採択された日を記念してできたものです。「人権」というのは、人間らしい幸せな生活を営むのに必要な権利です。お互いの人権が尊重される明るい世の中にしたいものです。

皆さんの中で、差別問題、家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等)、借地・借家問題、外国人の問題、隣近所とのもめごとなどで、お困りの方は、人権相談所(高松法務局観音寺支局)または地元の人権擁護委員にお気軽にご相談ください。相談内容等の秘密は固く守られます。

高松法務局人権擁護部の相談

いじめや虐待など子どもに関する相談・情報

子どもの人権110番

087(821)6196

夫や恋人からの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメントやストーカー行為などの女性に関する相談・情報

女性の人権ホットライン

087(821)6181